

【市議会】

機関名	富士宮市議会事務局
任命権者	市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
富士宮市議会事務局における障害者雇用に関する課題	富士宮市議会事務局においては、職員総数が8人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 従来は、仮に身体障害者となった職員が在籍することになっても、個別の対応を想定しており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 市長部局、富士宮市教育委員会、消防本部、市議会事務局で合算して法定雇用率を達成する（令和6年6月1日時点）。 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.74% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録により把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員に対し、相談先を周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。